

## 第62号議案

広町二丁目地内特別区道路線の廃止ならびに広町二丁目および大井一丁目  
地内特別区道路線の認定について

上記の議案を提出する。

令和4年6月23日

品川区長 濱 野 健

広町二丁目地内特別区道路線の廃止ならびに広町二丁目および大井一丁  
目地内特別区道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項および第8条第1項の  
規定に基づき、下記のとおり特別区道路線を廃止し、認定する。

### 記

#### 1 廃止する路線

位 置	品川区広町二丁目地内
延 長	207.38メートル
幅 員	7.91メートルから11.95メートルまで
面 積	1,934.56平方メートル

#### 2 認定する路線

##### (1) 特別区道路線（その1）

位 置	品川区広町二丁目および大井一丁目地内
延 長	350.86メートル
幅 員	16.00メートルから19.02メートルまで
面 積	5,983.97平方メートル

(2) 特別区道路線（その2）

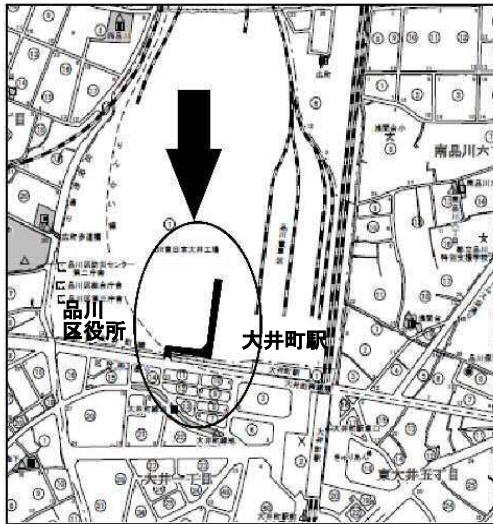
位 置	品川区広町二丁目地内
延 長	158.24メートル
幅 員	16.00メートルから36.25メートルまで
面 積	4,198.14平方メートル

(説明) 広町二丁目地内において特別区道路線を廃止し、広町二丁目および大井一丁目地内において特別区道路線を認定する必要がある。

# 特別区道路線の廃止箇所略図

品川区広町二丁目地内

案内図



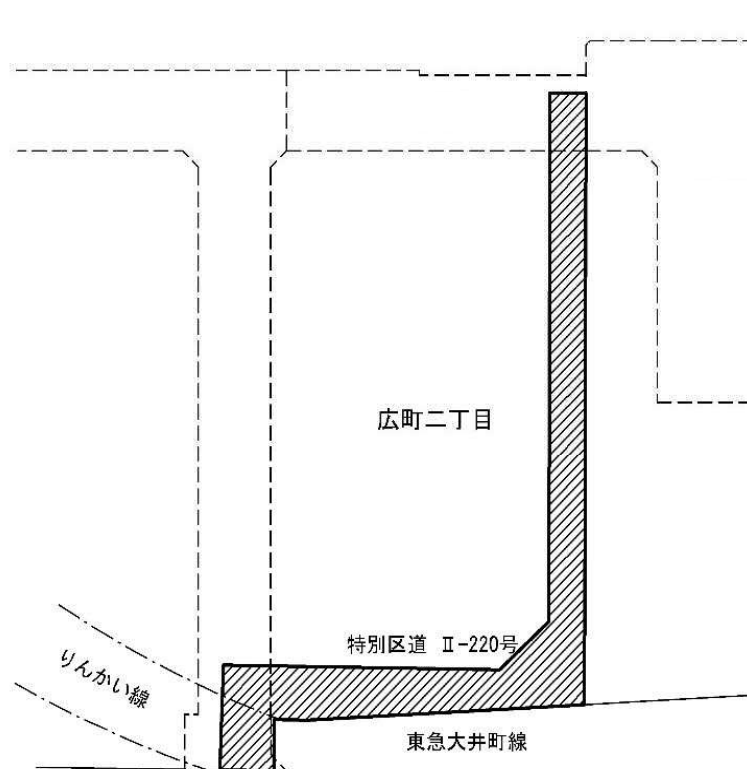
—— 都道・特別区道

▨ 廃止する区間

延長 207.38メートル

幅員 7.91メートル～11.95メートル

面積 1,934.56平方メートル



都道420号線（補助26号線）

大井一丁目14番

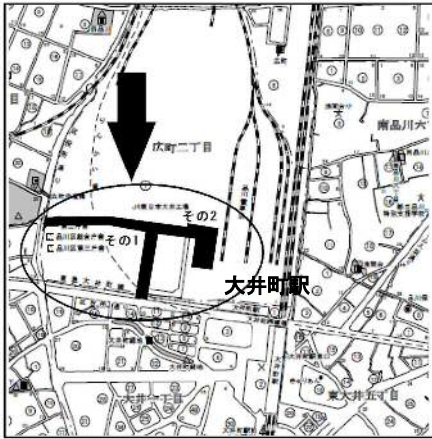
特別区道V-79号

大井一丁目11番

# 特別区道路線の認定箇所略図

品川区広町二丁目および大井一丁目地内

案内図



—— 都道・特別区道

■ 認定区間

その 1

延長 350.86メートル

幅員 16.00メートル～19.02メートル

面積 5,983.97平方メートル

その 2

延長 158.24メートル

幅員 16.00メートル～36.25メートル

面積 4,198.14平方メートル

